

お客様も、お店のひとも高知家の家族やき。



STOP カスハラ

カスタマーハラスメント

行動する前に、される側の立場になって考えてみよう!!

暴言



時間拘束



過度な要求



SNSへの投稿



自分の「きもち」を優先しちゅうかも。

以下の行為がカスタマーハラスメントに該当すると考えられます。カスタマーハラスメントに該当すると考えられる行為を見かけたら店舗スタッフにご一報をお願いします。

身体的な攻撃(暴行、傷害)／精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)／威圧的な言動／土下座の要求／継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動／拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)／差別的な言動／性的な言動／従業員個人への攻撃、要求

厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より

高知県、高知労働局

令和5年10月作成 高知県雇用労働政策課